

龍谷大学ボランティア・NPO 活動センター規程

制 定 平成13年 3 月 1 日
一部改正 平成15年 5 月15日
平成17年 7 月21日
平成19年 9 月27日

(設 置)

第1条 本学にボランティア・NPO 活動センター（以下「センター」という。）を置く。

(目 的)

第2条 センターは、営利を目的としないボランティア活動を通じて、相互に学び合うサービスマーケティングという共生の理念を具現化し、本学の教育研究に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 センターは、前条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- (1) ボランティア・NPO 活動を通じた人材育成及び教育支援に関する事項
- (2) 本学の教育研究活動とボランティア・NPO 活動との連携に関する事項
- (3) 本学の教育研究に相応するボランティア・NPO 活動の環境整備に関する事項
- (4) その他、ボランティア・NPO 活動センター委員会が必要と認めた事項

(役職者)

第4条 センターに、次の役職者を置く。

- (1) センター長 1名
- (2) 副センター長 2名

(センター長)

第5条 センター長は、センターの業務を統括し、センターを代表する。

2 センター長は、専任の教育職員の中から、学長が指名する。

(副センター長)

第6条 副センター長は、センター長を補佐し、センター長が事故ある場合又はセンター長が欠けた場合は、センター長の職務を代理又は代行する。

2 副センター長は、専任職員の中からセンター長が推薦し、学長が委嘱する。

(委員会)

第7条 センターは、第3条に規定する事業を運営するために、ボランティア・NPO 活動センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター長の推薦する専任職員 若干名
- (4) センター事務部長

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(任 期)

第8条 センター長、副センター長及び委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会の招集)

第9条 委員会は、センター長が招集し、議長となる。

(事業報告)

第10条 センター長は、センターが実施した事業について、毎年、学長に報告書を提出しなければならない。

(事 務)

第11条 センターの事務を処理するために、ボランティア・NPO 活動センター事務部（以下「センター事務部」という。）を置く。

2 センター事務部に、必要な事務職員を置く。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成15年5月15日第11条改正）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（抄）（平成17年7月21日題名、第1条、第3条、第7条、第11条改正）

この規程は、平成17年7月21日から施行する。

この規程は、平成19年10月1日から施行する。